

ストリートダンス部 OOM 規約

(2021 年 4 月現在)

第1章 総則

第1条 (名称) 本部の名称は「ストリートダンス部 OOM」とする。

第2条 (目的) 本部の目的は、ストリートダンスを通して人間的成長を図り、社会に役立つ人間を育成することまた、個々のパフォーマンス向上とチーム力向上に努めることで、高度なストリートダンス技能と理論を習得し、大会等で勝利することで、中学生ストリートダンス界の発展、ストリートダンス界全体の振興発展に寄与すること。更に、ダンスを媒介にした様々な社会貢献活動を通じ他者との連帯感、社会と個人の関係性の理解を深め、経験、人間関係などの生涯においての財産を形成すること。

第2章 組織

第3条 (組織) 本部は、BOOM インストラクターの管理のもと、中学生を部員として組織する。

第3章 部員

第4条 (部員) 本部の部員は、中学校の学生でなければならない。

第5条 (入部) 入部は、本部の規則に同意した上で入部申込書を提出し、顧問の承認を得た後、成立する。尚、中途学年での入部も同様とする。

第6条 (退部) 部員は退部する場合、退部の旨を顧問に申し出た上、退部届けを提出することとする。その決定は顧問が行うものとする。

第7条 (肖像権) 部員を被写体とした写真や動画を広報活動の範囲内で活用させていただく場合がある。

第4章 部員規則

第8条 顧問の指導助言を受けて活動計画を立て、その計画に従って主体的かつ積極的に活動すること。

第9条 学級活動・生徒会活動・学校行事等にも一生懸命であること。

第10条 部活動以外にも自主練習の実施、通常レッスンへの主体的参加など、自己研鑽に励むこと。

第11条 部の活動に不参加の場合は事前に顧問へ連絡し、理由を明確にすること。

第12条 各中学校代表としての自覚を持ち、常に礼儀正しくけじめをつけること。

第13条 事故防止に努めること。(事故が起きた場合は、顧問に連絡する。)「ほうれんそう」の徹底化。事故等で賠償が発生した場合は損害を発生させた本人が賠償の責任を負うこと。

第14条 部活動の道具、各個人の貴重品、持ち物は、各部、または個人でしっかりと管理すること。

第15条 スタジオの使用については、掃除を徹底し活動後にきれいに保つこと。

※使用状況が悪い場合には、使用停止もある。

第5章 役員

第16条 (役員) 本部は、以下の役員を置く。

顧問 1名

副顧問 1名

上記以外に必要なに応じて、コーチなどの専門役員を置くことができる。

第17条 (選出) 顧問及び副顧問は、BOOM インストラクターがその任にあたり、次期の部長は部員中より役員が協議して選出し、部員全員の協議により決定する。部長は部員の模範となる行動を心がけ、部活動が活発に行われるように努める

第18条 顧問及び副顧問が部長適任の部員がいないと判断した場合、部長不在のまま活動を行うことがある

第19条 (任期) 部長及び副部長の任期は、1年とし、再任を妨げない。

第6章 会計

第20条 (運営) 当部の運営は、部員から徴収する部費から賄うものとする。

第21条 (部費) 部費は1ヶ月1,500円(税込)とする。徴収日は月初の練習日とする。その他にも、合宿費及び遠征費、衣装代などの徴収を行う場合がある。

第7章 賞罰

第22条 (賞則) 学生の模範となる功績がある場合は、表彰者として各学校に推薦することができる。

第23条 (罰則) 部員が法律、部員規則(第4章)並びに下記の事項に違反しその行為が認められたときは、顧問は各中学校に報告し、役員に諮ったうえ、部活動停止、退部の懲戒を加えることができる。この処分は役員会の決定に委ねられる。(1) 部の秩序を著しく乱した者(2) 部費、その他の必要経費を払わぬ者

第8章 規則の改正

第24条 (改正) 本規則の改正は役員会で審議し、過半数の賛成により決定することができる。

第25条 (細則) ストリートダンス部 OOM は、活動を円滑に遂行するため、必要に応じて細則を定めることができる。決定方法は、規則の改正と同じであり、役員会で審議し、過半数の賛成により決定することができる。